

第3回自転車活用の推進に向けた有識者会議

自転車活用推進計画に関連する 主要な法定計画





計画名	観光立国推進基本計画	地球温暖化対策計画
閣議決定日等	2017年3月28日	2016年5月13日
計画期間	より長期的な展望を視野に入れつつ、2017年度から2020年度まで	閣議決定日から2030年度末まで
根拠法	観光立国推進基本法	地球温暖化対策の推進に関する法律
法の規定(抜粋)	<p>第十条 政府は、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関する基本的な計画(以下「観光立国推進基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 観光立国推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 観光立国の実現に関する目標</p> <p>三 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>第十一条 観光立国推進基本計画以外の国の計画は、観光立国の実現に関しては、観光立国推進基本計画を基本とするものとする。</p>	<p>第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向</p> <p>三 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項</p> <p>四 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標</p> <p>五 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標</p> <p>六 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項</p> <p>七 第二十条第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項</p> <p>八 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項</p> <p>九 第三条第三項に規定する普及啓発の推進(これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。)に関する基本的事項</p> <p>十 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項</p> <p>第九条 政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。</p>
計画の内容	<p>第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1はじめに</p> <p>2基本的な方針</p> <p>3計画期間</p> <p>第2 観光立国の実現に関する目標</p> <p>1前観光立国推進基本計画の目標の達成状況</p> <p>2観光立国の推進に関する目標</p> <p>第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1国際競争力の高い魅力ある観光地域の形</p> <p>2観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成</p> <p>3国際観光の振興</p> <p>4観光旅行の促進のための環境の整備</p> <p>第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化</p> <p>2政府が一体となった施策の推進</p> <p>3施策の推進状況の点検と計画の見直し</p> <p>4地域単位の計画の策定</p> <p>5おわりに</p>	<p>第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向</p> <p>第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向</p> <p>第2節 地球温暖化対策の基本的考え方</p> <p>第2章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標</p> <p>第1節 我が国の温室効果ガス削減目標</p> <p>第2節 我が国の温室効果ガスの排出状況</p> <p>第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標</p> <p>第4節 個々の対策に係る目標</p> <p>第5節 計画期間</p> <p>第3章 目標達成のための対策・施策</p> <p>第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割</p> <p>第2節 地球温暖化対策・施策</p> <p>第3節 公的機関における取組</p> <p>第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項</p> <p>第5節 特に排出量の多い事業者に期待される事項</p> <p>第6節 国民運動の展開</p> <p>第7節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進</p> <p>第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために</p> <p>第1節 地球温暖化対策計画の進捗管理</p> <p>第2節 国民の努力と技術開発の評価方法</p> <p>第3節 推進体制の整備</p>



計画名	交通安全基本計画	社会資本整備重点計画
閣議決定日等	2016年3月11日	2015年9月18日
計画期間	2016年度から2020年度まで	2020年度まで
根拠法	交通安全対策基本法	社会資本整備重点計画法
法の規定 (抜粋)	<p>第二十二條 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。</p> <p>2 交通安全基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>	<p>第二條 この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であつて、第四條の規定に従い定められたものをいう。</p> <p>第四條 主務大臣等は、政令で定めるところにより、重点計画の案を作成しなければならない。</p> <p>3 重点計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標</p> <p>二 前号の重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要</p> <p>三 地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共工事の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項</p> <p>四 その他社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項</p> <p>6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案(第二條第二項第九号から第十一号までに掲げる事業(以下「治水事業」という。))に係る部分に限る。)を作成しようとするときは、治水事業と森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業との総合性を確保するため、同法第四條第五項に規定する森林整備保全事業計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。</p>
計画の内容	<p>計画の基本理念</p> <p>第1部 陸上交通の安全</p> <p>第1章 道路交通安全の安全</p> <p>第1節 道路交通事故のない社会を目指して</p> <p>第2節 道路交通安全についての目標</p> <p>第3節 道路交通安全についての対策</p> <p>第2章 鉄道交通の安全</p> <p>第1節 鉄道事故のない社会を目指して</p> <p>第2節 鉄道交通の安全についての対策</p> <p>第3章 踏切道における交通の安全</p> <p>第1節 踏切事故のない社会を目指して</p> <p>第2節 踏切道における交通の安全についての対策</p> <p>第2部 海上交通の安全</p> <p>第1節 海難等のない社会を目指して</p> <p>第2節 海上交通の安全についての対策</p> <p>第3部 航空交通の安全</p> <p>第1節 航空事故のない社会を目指して</p> <p>第2節 航空交通の安全についての目標</p> <p>第3節 航空交通の安全についての対策</p>	<p>第1章 社会資本整備をめぐる状況の変化と基本戦略の深化</p> <p>第1節 社会資本整備が直面する4つの構造的課題</p> <p>第2節 持続可能な社会資本整備に向けた基本方針の確立</p> <p>第2章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要</p> <p>第1節 重点目標と政策パッケージの体系化</p> <p>第2節 重点目標と政策パッケージ</p> <p>第3章 計画の実効性を確保する方策</p> <p>第1節 多様な効果を勘案した公共事業評価等の実施</p> <p>第2節 政策間連携、国と地方公共団体の連携の強化</p> <p>第3節 社会資本整備への多様な主体の参画と透明性・公平性の確保</p> <p>第4節 社会資本整備に関する情報基盤の強化</p> <p>第5節 効果的・効率的な社会資本整備のための技術研究開発の推進</p> <p>第6節 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定</p> <p>第7節 重点計画のフォローアップ</p>

大綱

措置



計画名	国土形成計画	交通政策基本計画
閣議決定日等	2015年8月14日	2015年2月13日
計画期間	今後概ね10年間	2014年度から2020年度まで
根拠法	国土形成計画法	交通政策基本法
法の規定(抜粋)	<p>第六条 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとする。</p> <p>2 前項の国土形成計画(以下「全国計画」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国土の形成に関する基本的な方針 二 国土の形成に関する目標 三 前号の目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項 <p>3 全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>7 全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならない。</p>	<p>第十五条 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通に関する施策に関する基本的な計画(以下この条において「交通政策基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 交通政策基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 交通に関する施策についての基本的な方針 二 交通に関する施策についての目標 三 交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 四 前三号に掲げるもののほか、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 <p>3 交通政策基本計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。</p>
計画の内容	<p>第1部 計画の基本的考え方</p> <p>第1章 国土に係る状況の変化と国土づくりの目標</p> <p>第2章 国土の基本構想</p> <p>第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性</p> <p>第2部 分野別施策の基本的方向</p> <p>第1章 地域の整備に関する基本的な施策</p> <p>第2章 産業に関する基本的な施策</p> <p>第3章 文化及び観光に関する基本的な施策</p> <p>第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策</p> <p>第5章 国土基盤ストックに関する基本的な施策</p> <p>第6章 防災・減災に関する基本的な施策</p> <p>第7章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策</p> <p>第8章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策</p> <p>第9章 多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策</p> <p>第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進</p> <p>第1章 計画の効果的推進</p> <p>第2章 広域地方計画の策定・推進</p>	<p>第1章 交通政策を巡る動きと基本認識</p> <p>1 交通政策が対応すべき社会・経済の動き</p> <p>2 今後の交通政策の在り方の基本認識</p> <p>第2章 基本的方針、目標と講ずべき施策</p> <p>基本的方針A豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現</p> <p>基本的方針B成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築</p> <p>基本的方針C持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり</p> <p>第3章 施策の推進に当たって特に留意すべき事項</p>



計画名	国土強靱化基本計画	環境基本計画
閣議決定日等	2014年6月3日	2012年4月27日
計画期間	なし(概ね5年ごとに計画内容の見直しを行う)	なし(策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行う)
根拠法	強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	環境基本法
法の規定(抜粋)	<p>第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化基本計画」という。)を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。</p> <p>2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野</p> <p>二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>	<p>第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>
計画の内容	<p>第1章 国土強靱化の基本的考え方</p> <p>1 国土強靱化の理念</p> <p>2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針</p> <p>3 基本的な進め方 ～PDCAサイクルの徹底～</p> <p>4 特に配慮すべき事項</p> <p>第2章 脆弱性評価</p> <p>1 評価の枠組み及び手順</p> <p>2 評価結果のポイント</p> <p>第3章 国土強靱化の推進方針</p> <p>1 国土強靱化に関する施策の分野</p> <p>2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針</p> <p>第4章 計画の推進と不断の見直し</p> <p>1 国の他の計画等の必要な見直し</p> <p>2 基本計画の不断の見直し</p> <p>3 プログラムの推進と重点化</p> <p>4 地域計画策定の必要性</p> <p>おわりに ～強靱な国づくりに向けて～</p>	<p>第1部 環境の状況と環境政策の展開の方向</p> <p>第1章 環境の状況及び環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿</p> <p>第1節 環境と社会経済の状況</p> <p>第2節 今後の環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿</p> <p>第2章 今後の環境政策の展開の方向</p> <p>第3章 環境政策の原則・手法</p> <p>第2部 今後の環境政策の具体的な展開</p> <p>第1章 重点分野ごとの環境政策の展開</p> <p>第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進</p> <p>第2節 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進</p> <p>第3節 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進</p> <p>第4節 地球温暖化に関する取組</p> <p>第5節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組</p> <p>第6節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組</p> <p>第7節 水環境保全に関する取組</p> <p>第8節 大気環境保全に関する取組</p> <p>第9節 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組</p> <p>第2章 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項</p> <p>第3章 放射性物質による環境汚染からの回復等</p> <p>第4章 環境保全施策の体系</p> <p>第1節 環境問題の各分野に係る施策</p> <p>第2節 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策</p> <p>第3部 計画の効果的実施</p> <p>第1節 政府をはじめとする各主体による環境配慮と連携の強化</p> <p>第2節 財政措置等</p> <p>第3節 各種計画との連携</p> <p>第4節 指標等による計画の進捗状況の点検</p> <p>第5節 計画の弾力的対応と見直し</p>

大綱